

○財務省告示第二百三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年八月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十年九月十一日

一
二
三
四
發行方法
六回)
特別會計に關する法律(平成十九年法律第二十三号)
第一条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法律
律へ平成十三年法律第七十五号
以下「振替法」という。)の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
名稱及び記號
發行の根拠
法律及びその條項
振替法の適用
用等
利付國庫債券(五年)(第一百三十
三
二
一

五

口イ方募

六
イ
發

入価	入価・別債行	争非者特国	入価法入
札格行	札格第参市及	入価・別債	札格決
発競	発競Ⅱ加場び	札格第参市	発競定
行争額	行争非者特国	発競I加場	行争の

争非者特国
入価・別債
札格第参市
発競I加場

でた条特円で利第四額発四う額
二利第別九付一百面行十ち面
千付一会千国項九金し七、金
八国項計三債の十額た条特額
百債のに百に規万で利第別で
八に規関十つ定円七付一会一
十つ定す九いに、千国項計兆
四いにる億て基同七債のに七
億て基法六はづ法百に規関千
円、づ律千、き第九つ定す百
額き第五額発六十いにる十
面發四百面行十億て基法円
金行十金し二三はづ律円
額し七万額た条千、き第

込募各当も各価
み限国ての申格
の度債るか込競
応額市。らみ争
募の場その入
額範特のう札
を圃別応ち發
割内參募應行
りに加額募一
當お者を価と
ていご順格い
るてと次のう。
。各の割高
申応りい。

十 ロ イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 面 単 位 金	ハ 行 争 非 者 特 国 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 II 加 場	七 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 II 加 場	
額 錢 額	平 す 額 の 振	五	九	二 四 一
面 以 面	成 る の 記 替	万	百	千 十 兆
金 上 金	三 。 整 載 法	円	三	九 二 七
額 の 額	十 数 又 の		十	百 万 千
百 そ 百	年 倍 は 規		二	二 国 項 計
円 れ 円	八 の 記 定		億	八 円 二
に ぞ に	月 金 錄 に		九	億 百
つ れ つ	十 額 は よ		千	八 五
き の き	七 に る		五	千 十
百 応 百	日 よ 最 振		五	二 七
円 募 円	る 低 替		百	十 億
八 価 八	も 額 口		五	四 五
十 格 十	の 面 座		万	千 七
六 五	と 金 簿	円	百	百

十
七
六

十四
三二

償 償 後 第
還 返 の 二
金 期 利 期
額 限 子 以

初の経利入価・別債行争非者特
期払過札格第参市及入価・別
利込利発競Ⅱ加場び札格第参
子み子率行争非者特国發競Ⅰ加

二十九十八

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財日本
成務銀行
三十大臣
十年から
八年月通
十七通知を
日受けた
者